

加古川市監査委員 藤田 隆司
加古川市監査委員 大塚 隆史
加古川市監査委員 松本 裕之
加古川市監査委員 桃井 祥子

指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

平成31年4月1日から令和元年7月31日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
ミズノグループ代表者 美津濃株式会社	武道館、日岡山公園グラウンド、 日岡山公園第1・第2テニスコ ート、 日岡山公園野球場、 日岡山市民プール、 日岡山体育館	ウェルネス推進課

2 監査の実施期間

令和元年9月25日から令和元年10月29日まで

3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

4 指定管理者等の概要

(1) 武道館

ア 指定管理者名 ミズノグループ代表者 美津濃株式会社

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 武道館の利用の許可に関する業務

(イ) 武道館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) その他武道館の管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 日岡山公園グラウンド

ア 指定管理者名 ミズノグループ代表者 美津濃株式会社

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 日岡山公園グラウンドの利用の許可に関する業務

(イ) 日岡山公園グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) その他日岡山公園グラウンドの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 日岡山公園第1・第2テニスコート

ア 指定管理者名 ミズノグループ代表者 美津濃株式会社

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 日岡山公園第1・第2テニスコートの利用の許可に関する業務

(イ) 日岡山公園第1・第2テニスコートの施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) その他日岡山公園第1・第2テニスコートの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 日岡山公園野球場

ア 指定管理者名 ミズノグループ代表者 美津濃株式会社

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 日岡山公園野球場の利用の許可に関する業務

(イ) 日岡山公園野球場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) その他日岡山公園野球場の管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 日岡山市民プール

ア 指定管理者名 ミズノグループ代表者 美津濃株式会社

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 日岡山市民プールの利用に関する業務

(イ) 日岡山市民プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

- (ウ) その他日岡山市民プールの管理上市長が必要と認める業務
- ウ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- (6) 日岡山体育館
 - ア 指定管理者名 ミズノグループ代表者 美津濃株式会社
 - イ 指定管理者が行う業務
 - (ア) 日岡山体育館の利用の許可に関する業務
 - (イ) 日岡山体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (ウ) その他日岡山体育館の管理上市長が必要と認める業務
 - ウ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。